

広島高速道路公社 土木工事標準積算基準

令和7年8月

広島高速道路公社

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、 G_p ：一般管理費等率

(%)

C_p ：工事原価（円）

(注) 1. G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 2) 間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(二)」及び「第2章 2) 間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 1. 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（建設工事請負契約約款第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. 公社においてはケース1かケース3であるが、運用については「広島高速道路公社契約細則第26条の規定に基づく契約保証金の免除」により、契約保証金を免除するものは以下のとおりである。

① 随意契約を締結する場合において、契約金額(消費税を含む)が100万円未満の工事請負契約

② 契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不相当であると認められる契約

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

また、契約保証費は、請負代金額の増減による変更は原則として行わない。